ISMS基本方針

情報資産は、当社が情報システムの開発、運用、保守、及びそれに付帯するビジネス活動を遂行するにあたって、利益創出の源泉となる重要なものである。また情報セキュリティ事故を未然に防止することは、当社にとって社会的な責務である。

従って当社は、情報資産を情報セキュリティ上の脅威から保護するための措置を講じ、お客様の信頼を獲得することにより、経営理念の実現に邁進する。

1. 当社の適用範囲内においては、以下のセキュリティ目的を設定し、この目的を達成するための諸施策を確実に実施する。

【セキュリティ目的】

- お客様との契約及び法的または規制要求事項を尊重し遵守する。
- 情報セキュリティ事故を未然に防止する。
- 情報セキュリティ上の脅威から情報資産を保護する。

2. 当社の適用範囲内においては、情報セキュリティに対する当社の取り組みに関する経営陣の意思を表明し、それに基づく主な行動指針を明確にすることにより、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を適切に構築・運用し、重要な情報資産の機密性、完全性、可用性の確保に努め、その有効性を継続的に確保する。

3. 当社の適用範囲内においては、ISMSの運営のためにISMS推進委員長とISMS推進委員会を設置し、運用するために必要な組織体制を整備する。

4. 当社の適用範囲内においては取り扱うすべての重要な情報資産のリスクを受容可能な水準に保つため、リスクアセスメントに関する体系的な手順と評価基準を定め、リスクアセスメントに基づく適切なリスク対策を講じる。

5. 当社の適用範囲内においては、ISMSの維持向上のため適用範囲内の全従業者に対して定期的に教育を実施し、効果を測定する。

２０１６年　２月　１日　制定
２０１９年　４月　１日　改版

トータリゼータエンジニアリング株式会社

代表取締役社長　中三川 和則